

## 令和6年度化審法に基づくリスク評価等支援業務に係る仕様書

### 1. 件名

令和6年度化審法に基づくリスク評価等支援業務

### 2. 業務の目的

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「化審法」という。）ではスクリーニング評価の結果、優先的にリスク評価を行う必要があると認められた化学物質（以下「優先評価化学物質」という。）について、詳細なリスク評価を段階的に行って、その結果に応じた適切な措置を講じることとしている。

本業務では、化審法に基づくリスク評価等に係る技術的な調査・検討を実施し、結果について取りまとめるものである。

### 3. 業務の内容

契約締結後1週間以内に、業務の実施に係るスケジュール案を作成するとともに、環境省担当官の求めに応じて、本業務の実施に係るスケジュール管理や進捗状況等について環境省担当官に対し報告する。

#### (1) スクリーニング評価のうち暴露評価に係る専門家判断に必要な資料の作成

令和6年度に実施するスクリーニング評価対象物質（300物質以上）について、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「化管法」という。）に基づき国が収集した情報や、国が収集・実施した既往の環境モニタリング情報を整理し、これらの情報を基に令和5年11月17日の中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会資料2-2-1参考「スクリーニング評価における専門家による詳細評価と判断基準」（環境省ウェブサイト及び環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室にて閲覧可能<sup>1</sup>）を踏まえて、下記（6）における専門家による判断に必要な資料を作成する。

#### (2) リスク評価に必要な資料の作成

優先評価化学物質のリスク評価（一次）以降を実施するため、優先評価化学物質のうち、環境省担当官が指定する物質について以下①～⑤の業務を実施する。

##### ① 様々な排出源ごとの暴露量の整理

化管法の対象化学物質について、事業者毎の届出データ及び環境省大臣官房環境保健部環境安全課が収集、整備したGISにて活用可能なデータ（以下「PRTRデータ」という。）を用いて、排出源毎の入力値を整理した上で、GIS多媒体モデルであるG-CIEMS（国立環境研究所において開発した詳細な空間分解能を持つGIS

<sup>1</sup> <https://www.env.go.jp/content/000172693.pdf>

多媒体モデル)<sup>2</sup>を用いて環境中濃度について、120物質以上推計する。推計に当たっては、G-CIEMSの入力形式に合わせたPRTRデータの集計・加工作業及び計算に必要な物理化学的性状及び分解速度定数の情報収集を適宜行うこと。また、G-CIEMSの更新などが行われた際には、化審法リスク評価への適用が出来るよう対応を行うこと。なお、PRTRデータについては環境省担当官より請負者に提供する。

また、環境モニタリング情報が得られる物質については、国が収集、実施した既往の環境モニタリング情報を基本とし、過去10年程度以内の実測データについて整理する。これら整理した環境中濃度情報をもとに、「優先評価化学物質のリスク評価手法について」<sup>3</sup>の環境中濃度からの人の摂取量推計の方法を基に暴露量について推計する。

さらに、環境モニタリング情報が不足している物質等を整理し、今後環境モニタリングを行うべき物質、地点を検討する。検討の際には、化学物質毎に、調査を行うべき優先順位、調査すべき環境媒体、調査に要求する検出下限値等を整理する。

なお、環境モニタリング情報、物理化学的性状及び分解速度定数の情報収集に関する業務については環境省の承諾を得た上で再委任等により実施しても差し支えない。

## ② リスク評価（一次）評価Ⅱ実施済み物質の今後の進め方に関する検討

令和5年度までにリスク評価（一次）評価Ⅱを行った優先評価化学物質のうち、リスク評価（一次）評価Ⅱ継続となった物質や、評価Ⅲに進み暴露評価の精緻化を実施することとされている物質が存在する。

これらについて、事業者に報告を求めるべき取扱い状況の具体的な内容や、追加モニタリングを含めた評価に必要な情報を得るための具体的な考え方や方法等を検討するとともに、リスク低減のために優先的に対策すべき業種・用途についての調査を実施し取りまとめる。

## ③ リスク評価書（案）の作成

①において整理した情報、環境省担当官及び厚生労働省より提供する有害性情報並びに経済産業省及び独立行政法人製品評価技術基盤機構が推計したリスク評価に関する情報等を利用して、排出源ごとの暴露シナリオ、様々な排出源の影響を含めた暴露シナリオ、用途等に応じた暴露シナリオによる評価を実施し、3物質以上についてリスク評価書（案）を作成する。また、リスク評価書（案）の作成にあたり関係機関との打合せに参加する。その際に説明を行う為の資料作成（電子媒体）を行うこと。

---

<sup>2</sup> ※G-CIEMS（Grid-Catchment Integrated Environmental Modeling System）

[https://www.nies.go.jp/rcer\\_expoass/gciems/gciems.html](https://www.nies.go.jp/rcer_expoass/gciems/gciems.html)

<sup>3</sup> <http://www.env.go.jp/chemi/riskassess.pdf>

#### ④令和7年度以降のリスク評価の実施計画（案）の策定

これまでのリスク評価の進捗状況や、今後リスク評価の実施が予定される化学物質のリストを踏まえて、令和5年度化審法に基づくリスク評価等支援業務において作成したリスク評価の実施計画（案）について令和7年度以降に向けて見直しを行い、評価対象となる物質の特徴に応じた課題の抽出と、対応への優先順位付けの提案を行う。

#### ⑤優先評価化学物質のリスク評価手法に係る課題の整理

これまでのリスク評価等に関する審議会、化審法のリスク評価等検討会等における検討・議論の結果、既に実施されたリスク評価結果、及び①～④の業務の実施を踏まえて、「優先評価化学物質のリスク評価手法について」や「化審法における優先評価化学物質に関するリスク評価の技術ガイダンス」<sup>4</sup>等に定めるリスク評価手法に関する課題の抽出を行い、リスク評価手法の改善に向けた検討を行う。関係するリスク評価に関する公表文書について、リスク評価の実施を踏まえて修正すべき点を検討し、修正案を提案する。

### (3) リスク評価の戦略に係る検討

厚生労働省、経済産業省、環境省では平成26年度よりリスク評価（一次）評価Ⅱを行ってきたが、近年評価対象となる優先評価化学物質が、物質群として指定されているもの、環境中の挙動が複雑であるもの等、評価が困難な物質なケースが増加している。そこで、令和6年度以降にリスク評価（一次）評価Ⅱが予定されている化学物質について、リスク評価を行う上で必要な検討を行う。具体的には、船底塗料や漁網用途の化学物質について、前年度、欧米やOECD加盟国等のリスク評価で使用実績があり、船底塗料用防汚剤の環境中濃度推計として推奨されている数理モデル Marine antifoulant model to predict environmental concentrations (MAMPEC) の適用について、検討した結果を用いて、リスク評価のための検討を行う。

なお、検討を進める上で、関連事項の検討が必要になった場合は、環境省担当官の指示により、本業務の範囲内で関連事項の検討も行うこととする。

### (4) リスク評価結果に関する地方自治体のPRTR窓口への報告

各地域におけるリスク評価結果について、地方自治体の化学物質担当者の理解の促進や必要に応じたリスク管理の促進に資することを目的として、リスク評価の結果を分かりやすく伝えるための様式（A4で4頁以上）を平成30年度に作成した（様式については環境省担当官から提供する。）。これらの様式を使用して、令和6年度までにリスク評価を実施する物質から3物質以上を選定しリスク評価結果を整理し、地方自治体のPRTR窓口（110件以上を想定）に対して電子メールで送付する。送付先のリストについては環境省担当官から提供

<sup>4</sup>[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/kasinhou/information/ra\\_1406\\_tech\\_guidance.html](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/information/ra_1406_tech_guidance.html)

する。また、リスク評価結果を送付する際には、簡単なアンケート調査票（A4で1頁以上）を添付し、作成した様式や追加で要望される情報に関して送付先から聴取し取りまとめ、必要に応じて様式を修正する。

#### （5）専門家等ヒアリングの実施

（1）から（3）までの業務の実施に当たり、専門家等（2名以上）に対してヒアリングを2回以上（Web会議方式、1回当たり2時間以上を想定。）行う。（3）の業務のうち、評価Ⅱ以降の評価が予定されている物質の物理化学的特性や用途、環境中挙動等に関しては専門家等（1名以上）に対して取りまとめた資料の確認を中心としたヒアリングを1回以上（Web会議方式、1回当たり2時間以上を想定。）行う。なお、専門家等は環境省担当官と協議の上、選定するものとする。また、ヒアリングの実施に当たって、環境省担当官の指示・確認を得ながら、以下にあげる必要な事務的業務全般を実施するものとする。

①専門家等に対するヒアリングへの協力依頼、ヒアリングの日程調整、Web会議方式システムの準備等ヒアリングに必要な事務手続全般。

②ヒアリングに必要な資料（電子媒体）の作成。

③ヒアリング結果の議事録の作成。（ヒアリングの都度取りまとめること。）

④ヒアリング対象の専門家等への謝金の支払。（※）

⑤ヒアリングの結果、新たに必要となった情報の収集・解析等の業務。

※謝金は専門家等1人1時間当たり7,900円を支給する。

#### （6）ワーキンググループ等資料の調整及び作成等

環境省が別途設置するワーキンググループ（4回以上、1回当たり3時間以上、都内（ハイブリッド方式）又はWeb会議方式を想定）において、上記（1）から（5）までの業務に関する資料の調整及び作成、資料の印刷・郵送（1回当たり100頁以上、30部以上）、及び資料説明を行う。委員委嘱や会場運営については別途設置するワーキンググループの請負者が実施するため、本業務では実施する必要はない。なお、ワーキンググループの開催に先立ち、環境省との打合せを行うこと（都内（ハイブリッド方式）又はWeb会議方式、7回以上を想定）。

### 4. 履行期限

令和7年3月31日(月)まで

### 5. 成果物（印刷物（紙媒体）及び電子媒体（DVD-R））

紙媒体：報告書 9部（A4版、200頁以上、英語サマリー2頁以上を含む、製本すること）

電子媒体：報告書の電子データを収納した電子媒体DVD-R1枚(セット)及び報告書のPDF版電子データのみ収納したDVD-R6枚

報告書等及びその電子データの仕様及び記載事項は、別添によること。

提出場所 環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室

## 6. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、納品の完了をもって請負者から環境省に譲渡されたものとする。
- (2) 請負者は自ら製作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物の中に請負者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権請負者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつかないように留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

## 7. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。  
また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。  
また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (5) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

（参考）環境省情報セキュリティポリシー

<https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

## 8. その他

- (1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。
- (2) 本仕様書に記載の業務の実施内容（人数・回数の増減を含む。）に変更が生じたときは、必要に応じて変更契約を行うものとする。
- (3) 会議運営を含む業務

会議運営を含む業務にあつては、契約締結時における国等による環境物品等の調達に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「会議運営」の判断の基準を満たすこと。

基本方針 URL :

<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>

- (4) 本業務に関する過年度の報告書は、環境省図書館において閲覧可能である。

(別添)

## 1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。(会議運営がある場合可)

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [Aランク] のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針 (<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

英語サマリーについては、以下により作成すること。

(1) 以下の対訳集等を参考に、ネイティブチェックを経ること。

①環境用語和英対訳集(EIC ネット <https://www.eic.or.jp/library/dic/>)

②法令用語については、日本法令外国語訳データベースシステムの標準対訳辞書 (<https://www.japaneselawtranslation.go.jp/>)

(2) 海外で参照されることを念頭に入力は半角で行い、全角文字や全角スペースは使用しないこと。特に以下に注意すること。

- ・丸数字は使用不可。「℃」→「degrees C」又は「degrees centigrade」
- ・記号はすべて半角。例：「“ ”」→「" "」、「「`」→「'」、「「-」→「-」
- ・化学物質は英文名+化学記号(半角の英数字)。1/4文字にしない。二度目以降は化学記号のみでも可。例：carbon dioxide (CO2)
- ・環境省の略称は「MOE」(大文字)

## 2. 電子データの仕様

(1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章；Microsoft 社 Word (ファイル形式は「Office2010 (バージョン 14)」以降で作成したもの)
- ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel (ファイル形式は「Office2010 (バージョン 14)」以降で作成したもの)
- ・画像；BMP 形式又は JPEG 形式)

(3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R とする。業務実施年度及び契約件名等を収納ケース及び DVD-R に必ずラベルにより付記すること。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

### 3. 成果物の二次利用

(1) 納品する成果物（研究・調査等の報告書）は、オープンデータ（二次利用可能な状態）として公開されることを前提とし、環境省以外の第三者の知的財産権が関与する内容を成果物に盛り込む場合は、①事前に当該権利保有者の了承を得、②報告書内に出典を明記し、③当該権利保有者に二次利用の了承を得ること。

第三者の知的財産権が関与する内容の一部または全部について、二次利用の了承を得ることが困難な場合等は、当該箇所や当該権利保有者等の情報を、以下の URL からダウンロード出来る様式に必要事項を記入し提出すること。

(2) 環境省が保有するオープンデータの情報を政府が運用するオープンデータのポータルサイト「データカタログサイト DATA.GO.JP (<https://data.e-gov.go.jp/info/ja>)」に掲載及び更新情報を反映させるためのデータに関する説明（メタデータ）について、成果物と併せて以下の URL からダウンロード出来る様式に必要事項を記入し提出すること。

<https://www.env.go.jp/kanbo/koho/opendata.html>

### 4. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。